

令和8年 第3回 三朝町教育委員会 定例会 日程

と き：令和8年3月26日(木) 午後2時00分～
と ころ：三朝町役場2階 第2会議室

1 開 会

2 前回議事録承認 村岡委員、松浦委員

3 議事録署名委員指名

4 報告事項

- (1) 教育総務課事業について
- (2) 社会教育課事業について
- (3) 図書館事業について
- (4) 教育委員会の委任による専決処分（区域外就学の認定）について【非公開】
- (5) 通級指導教室の指導終了及び継続希望について【非公開】
- (6) 令和8年度三朝町教育委員会事務局関係会計年度任用職員の配置について（別紙）
- (7) 三朝町指定保護文化財「南条家古文書」の鳥取県指定文化財指定について

5 議 事

- 議案第11号 三朝町教育委員会組織規則等の一部改正について
議案第12号 三朝町教育委員会事務局事務の専決及び代決に関する規程等の一部改正について
議案第13号 三朝町立小・中学校管理規則の一部改正について
議案第14号 三朝町学校運営協議会規則の一部改正について
議案第15号 三朝町社会教育委員の委嘱について
議案第16号 三朝町地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の委嘱について
議案第17号 令和8年度三朝町学校運営協議会委員の任命について
議案第18号 三朝町人権教育推進員の任命について
議案第19号 三朝町心の教室相談員の任命について
議案第20号 令和8年度小中学校校医等の委嘱について
議案第21号 令和8年度小中学校職員等の配置について【非公開】
議案第22号 三朝町教育委員会事務局職員の人事（出向）について【非公開】
議案第23号 三朝町教育委員会事務局職員の任命について【非公開】

6 協議事項

- (1) 町立学校におけるスクール・ソーシャル・ワーカー（SSW）の配置について

7 その他

8 閉 会

次回 定例会 令和8年4月 日() : ~ (: 集合)

報告事項(1)

教育総務課事業について

月日	時間	内容	備考
【3月】			
3月2日 (月)	10:40-	多賀町・三朝町小学生オンライン交流	小学校
	13:30-	石岡國中・三朝中オンライン交流	中学校
3月4日 (水)	9:00-	小中校長会	
	10:00-	共同学校事務室協議会	
3月5日 (木)	～6日	県立高校一般入試	
	～23日	三朝町3月定例議会	
3月7日 (土)	～8日	県教委教職員人事異動ヒアリング	白兔会館
3月10日 (火)	9:30-	中学校卒業式	中学校 (47名)
3月12日 (木)	14:00-	教育委員会臨時会	
	14:30-	臨時校長会	
		令和7年度末教職員人事学校長内示	
3月13日 (金)	10:00-	総務教育常任委員会	
3月16日 (月)		県立高校一般入試合格発表	22人/22人合格
3月18日 (水)	9:00-	小学校卒業式	小学校 (41名)
3月24日 (火)		小中学校修了式・離任式	
3月26日 (木)	14:00-	教育委員会定例会	
【4月】			
4月1日 (水)	9:00-	年度初め式	
4月2日 (木)	14:30-	小中校長会	
	16:00-	小中学校転入教職員等着任式	役場
4月9日 (木)		小中学校始業式	
	～15日	ふれあい運動	
	10:00-	第72回三朝町戦没者・公務殉職者合同追悼式	文化ホール
4月10日 (金)	10:00-	小学校入学式	小学校 (28名)
	14:00-	中学校入学式	中学校 (43名)
4月21日 (火)		小学校PTA総会	
4月22日 (水)	11:15-	県町村教育長会	白兔会館
	13:30-	第1回県・市町村教育行政連絡協議会	白兔会館
4月23日 (木)		全国学力・学習状況調査	
4月24日 (金)		中学校PTA総会	
4月27日 (月)	～28日	春の区長会	

- ・小学校全校遠足 5月1日
- ・小中合同愛校作業 5月10日
- ・中学校3年修学旅行(東京) 5月13日～15日
- ・中学校2年トライワーク 5月13日～15日
- ・中学校1年三徳山登山 5月15日
- ・小学校運動会 5月16日(予備日:17日、18日)
- ・小学校6年修学旅行(広島) 5月21日～22日

- ・プール掃除 5月19日（中学校）、25日（小学校）
- ・中学校運動会 5月30日（予備日：31日）

報告事項（2）

【社会教育課】 令和8年3月～4月の報告及び取組について

日 時			事 業 名 等	場 所	備 考
3月 5日	(木)	15:00	日本海新聞ふるさと大賞2025表彰式	役場	
		18:30	人権教育協力員会議	役場	
3月 8日	(日)	9:30	e スポーツ交流事業	今泉公民館	中学生ボランティア 9名
3月10日	(火)	19:00	スポーツ推進委員会定例会	役場	
3月12日	(木)	17:30	三朝町体育協会役員会	役場	
3月13日	(金)	19:30	ヨガ教室	文化ホール	
3月14日	(土)	13:30	三徳学講座	文化ホール	78名
3月19日	(木)	18:30	社会教育委員会	役場	
3月21日	(土)	9:00	みささ青空体験塾（閉塾式）	文化ホール	
		9:00	三朝町剣道大会	武道館	
3月22日	(日)	9:00	三朝町表彰・教育委員会表彰 表彰式	文化ホール	
3月26日	(木)	18:00	三朝町体育協会理事会	文化ホール	
3月27日	(金)	11:00	日本遺産活用推進協議会	役場	
		19:30	ヨガ教室	文化ホール	

日 時			事 業 名 等	場 所	備 考
4月 7日	(火)	19:00	スポーツ推進委員会定例会	役場	
4月 8日	(水)	18:30	スポーツ少年団総会	役場	
4月 9日	(木)	9:30	中部地区社会体育担当者会	中部総合事務所	
4月11日	(土)	9:00	スポーツ少年団結団式	スポーツセンター	
4月16日	(木)	19:00	三朝町体育協会総会	文化ホール	
4月18日	(土)	9:00	みささ青空体験塾（開塾式）		
4月25日	(土)		日本遺産ウィーク	温泉街	～5月4日
4月26日	(日)	8:30	三朝町グラウンド・ゴルフ大会	健康むら	

報告事項(3)

【図書館】令和8年3月～4月の報告及び取組について

日 時	内 容		備 考
【3月】			
3月 4日 (水) 11:00-	【定期取組】	三朝バイオリン美術館おはなし会	27名参加
3月14日 (土) 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	5名参加
3月15日 (日) 10:30-	【定期取組】	親子で楽しむおはなし会	6名参加
3月17日 (火) - 3/31	【企画展示】	睡眠とれていませんか？心の健康パネル展示	
3月18日 (水) 14:00-	【研修会議】	図書館業務専門講座 (テーマ：図書館でのAI活用)	県立図書館
3月25日 (水) 16:00-	【育児支援】	西学童クラブ読み聞かせ	
3月26日 (木)		休館日 (資料整理日)	
3月28日 (土) 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	
- 4/16	【企画展示】	世界自閉症啓発デーin鳥取2026 パネル展示	

日 時	内 容		備 考
【4月】			
4月 1日 (水) 11:00-	【定期取組】	三朝バイオリン美術館おはなし会	
4月 8日 (水) 10:00-	【育児支援】	東学童クラブ読み聞かせと工作	三徳センター
16:00-	【育児支援】	西学童クラブ読み聞かせ	
4月11日 (土) 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	
4月19日 (日) 10:30-	【定期取組】	親子で楽しむおはなし会	
4月23日 (木) - 5/10	【特別企画】	こども読書週間・日本遺産ウィーク企画 ～ 子どもスタンプラリー ～	
4月25日 (土) 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	
- 4/26	【特別企画】	芝生でゴロン！春の野外図書館	別紙①
- 4/26	【特別企画】	本×音楽の日 (館内BGM)	
4月30日 (木)		休館日 (資料整理日)	

芝生でゴロン! 春の野外図書館

青空の下で、本と出会う!

令和8年4月25日(土)・26日(日)
午前10時から午後3時まで



場所：ふるさと健康むら (25日) ※ 悪天候の場合はイベント
みささこども園 園庭 (26日) を中止します。

移動図書館車



芝生で本を広げてみて!
貸出もOK

日本遺産コーナー



『三朝温泉・三徳山』
の関連書籍を展示



ミニ古本市

お気に入りの本を購入



飲み物の提供



ほっと一息!
コーヒー等の飲み物を
無料で提供



お楽しみ



本を借りた人、新しく図書館カードを登録した人にはガチャガチャに挑戦! いま、話題のシールが当たるかも?



主催：みささ図書館
電話：43-1145

報告事項(4)

教育委員会の委任による専決処分（区域外就学の認定）について

次のとおり区域外就学の認定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により、本委員会へ報告する。

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（事務の委任等）

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 略

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

4 略

○学校教育法施行令
（区域外就学等）

第9条 児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(1)～(13) 略

報告事項(5)

通級指導教室の指導終了及び継続希望について

次のとおり通級指導教室の指導終了及び継続希望について、三朝町通級教室指導教室実施要綱（令和8年教育委員会告示第5号）第3条及び第7条の規定に基づき、本委員会へ報告する。

別紙のとおり

《参考》

○三朝町通級指導教室実施要綱 （定義）

第2条 この要綱において、「通級による指導」とは、小中学校の通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒に対して、障がいによる学習上又は生活上における困難の改善並びに克服を目的として、障がいに応じた特別な指導が必要な者（以下「通級児童生徒」という。）に対する小中学校における特別の指導の場（以下「通級指導教室」という。）による指導をいう。

（対象児童生徒）

第3条 前条の通級児童生徒は、小中学校の通常の学級に在籍する者であって、発達障がい（自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等）がある、又はその疑いがある児童生徒のうち、三朝町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認める者とする。

（通級による指導の終了）

第7条 在籍校の校長は、通級による指導を受けている児童生徒について、設置校の校長の意見を聴いた上で、当該指導を受けさせる必要がなくなつたと判断するときは、教育委員会に対し通級指導終了報告書（様式第5号）により報告するとともに、保護者に対し通級指導終了通知書（様式第6号）により通知するものとする。

三朝町指定保護文化財「南条家古文書」の鳥取県指定文化財指定について

1 当該文化財について

（1）概要

- ・三朝町中津集落に伝来した古文書2点で、南条氏が中津集落を支配していたころの数少ない証拠資料の一つとして、昭和63年10月1日に町指定保護文化財として指定（指定番号 第28号）。
- ・これらは、かつて伯耆国東三郡（河村郡（※）・久米郡・八橋郡）を治めた有力領主であった南条元統が発給したもので、天正7年（1579）、南条氏が仕えていた安芸国毛利氏から織田信長側へ転じる直前の、毛利氏側最後の時期の発給文書。
（※河村郡…現在の三朝町、湯梨浜町及び倉吉市（概ね天神川以東）の一部にあたる）
- ・内容は、中津村と小鹿村の山境に関する争いについて、領主南条元統が中津村代表者（左衛門尉）及び住人組織（地下中）宛てに下した裁決を記録したもので、元統は中津村の主張を認め、境界問題の決着を宣言した。
- ・また、副状には南条氏の重臣5名（南条信正・泉養軒長清・津村基信・鳥羽久友・山田重直）が連署しており、彼らは他の重要文書にも名を連ねる南条家重臣である。

（2）所有者等

- ・平成14年6月、指定当時の所有者である中津集落から、人口減少に伴い管理が困難となったことから、鳥取県立博物館への寄託意向が示される。
- ・平成19年10月、鳥取県立博物館への寄託を前提に、中津集落住民の同意書を以て所有を町に変更。町から鳥取県立博物館に同古文書を寄託。

2 県指定への経緯

- ・鳥取県文化財課では県内の古文書の保護文化財指定を進めており、『新鳥取県史（平成27年3月発行）』に掲載されている「三朝町中津区有文書（南条家古文書）」に着目。県立博物館学芸員や県文化財保護審議会委員から「県指定の価値あり」との意見が挙がっていた。
- ・県による検討の結果、令和8年2月17日開催の県文化財保護審議会にて鳥取県知事に対し指定の答申が行われた。なお、古文書本体だけでなく収納用の木箱も附指定（※）する答申となった。

※…文化財本体に関連する物品や資料等を本体と併せて文化財指定すること

- ・なお、正式な指定は県公報の告示を以てとなる（3～4月予定）
→名称は「三朝町中津区有文書」として指定

(1) 県指定文化財の概要

- ① 天正7年(1579)5月11日 ^{なんじょうもとつぐさいきょじょう}南条元統裁許状(折紙) 27.0×45.0 cm
- ② 天正7年(1579)5月11日 ^{なんじょうのぶまさ ら れんしよぞえじょう}南条信正等連署副状(折紙) 27.0×44.5 cm
- 附 箱1合 縦17.9×横5.6×高さ3.7 cm

(2) 県文化財保護審議会の評価

- ・ 鳥取県内では現存唯一の中世村落の共有文書であり、所有関係や村落境界の変遷にもかかわらず、2点の古文書を収めてあったと思われる箱とともに、住人組織によって連綿と受け継がれてきたことをうかがわせる原文書である。
- ・ 中世伯耆国を代表する有力領主家南条氏とその家臣の動向を示す史料として貴重。
- ・ 鳥取県保護文化財として指定するに相応しい価値を有すると判断される。

3 本町の対応

(1) 町指定文化財の解除(県指定告示と同時)

- ・ 鳥取県指定保護文化財の指定があったときは、当該町指定有形文化財の指定は解除されたものとなる。

※本件は、当該指定文化財が県指定されることにより、条例の規定に基づき“自動的に”指定が解除されるものである

- ・ 解除の告示と、当該町指定有形文化財の所有者等(今回は三朝町)への通知。

※三朝町文化財保護条例第5条第3～4項の規定による。

<p>第5条 町指定有形文化財が町指定有形文化財としての価値を失ったときその他特殊の理由が生じたときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。</p> <p>2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、「指定は」とあるのは、「解除は」と読み替えるものとする。</p> <p>3 町指定有形文化財について法第27条第1項の規定により重要文化財の指定があったとき、又は県条例第4条第1項の規定により鳥取県指定保護文化財の指定があったときは、<u>当該町指定有形文化財の指定は解除されたものとする。</u></p> <p>4 <u>前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該町指定有形文化財の所有者等に通知しなければならない。</u></p> <p>5 第2項の規定により準用する前条第3項の規定による町指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき、又は前項の規定による通知を受けたときは、所有者は指定書を速やかに教育委員会に返付しなければならない。</p>

(2) 文化庁への指定解除の報告(県告示後)

- ・ 文化財保護法182条第4項の規定により、県を通して文化庁に町指定解除の報告。
(県は県指定の報告)



南条元統裁許状（折紙）

一 南条元統裁許状（折紙）

今度、中津・小鹿
申談山塚あひの
谷之事、及批
判、中津村申
分依無余儀、落着
候者也、仍如件、
天正七
五月十一日 元統（花押）
中津
左衛門とのへ
其外
地下中

【現代和訳（A1訳）】

このたび、中津村と小鹿村が協
議した山境（やまざかい／山の境
界）、谷のことについて、審議・判
断を行いました。
中津村の主張に異論はなく、こ
れで決着いたしましたので、その
通り申し渡します。
天正七年五月十一日
元統
中津 左衛門殿へ
その他 地下中（地元住民たち）



南条信正等連署副状（折紙）

二 南条信正等連署副状（折紙）

今度、中津・小鹿
申談山堺あひの
谷之事、及御
批判、候之処、河
より東之儀、如前々、
中津分不相紛之
旨、落着候、為向後
被成御一行候、仍
如件、
天正七 備前守
五月十一日 信正（花押）
泉養軒
長清（花押）
長門守 基信（花押）
安芸守 久友（花押）
出雲守 重直（花押）
中津村 左衛門尉殿へ
其外 地下中まいる

【現代和訳（A1訳）】

このたび、中津村と小鹿村が協
議した山の境界や谷の件につい
て、御審議いただいたところ、川
より東の点については、これまで
通り中津村の土地とみなして問題
なしということで決着いたしました。
今後とも一同、その方針で取り扱
うこととします。
その通り、申し伝えます。
天正七年五月十一日
備前守（南条） 信正
泉養軒長清
長門守（津村） 基信
安芸守（鳥羽） 久友
出雲守（山田） 重直
中津村 左衛門尉殿へ
その他 地下中（地元の人々）



附箱1合（蓋を開けた状態）※紙片は後年の付紙

附箱

（蓋表面）
「四十四番」

（底外面）
「此筆者左京公入道候也」

（蓋裏面）

「天正七年
箱一ツ地下中志進 作者二郎兵衛
六月一日」

（底内面）
「天正七
此箱一ツ地下中ニ志進 作者二郎兵衛
六月一日」

【現代和訳（AI訳）】

（蓋表面）
「四十四番」

（底外面）
「この筆跡（書いた人）は、左京公入道（僧侶になった人の呼び名）である。」

（蓋裏面）

「天正七年六月一日
箱一つを地下中へ差し出す（志進）。
作者は二郎兵衛。」

（底内面）
「天正七年六月一日
この箱一つを地下中へ差し出す（志進）。
作者は二郎兵衛。」

議案第 11 号

三朝町教育委員会事務局組織規則等の一部改正について

次のとおり三朝町教育委員会事務局組織規則等の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 26 日

三朝町教育委員会教育長 塩谷俊樹

【改正の理由】

令和 8 年 4 月からの教育委員会事務局機構改革に併せ、文中表記の改正が必要な 6 の規則についてまとめて整理するもの。

【改正の概要】

次の規則について、必要な文中表記の改正を行う。

- ・三朝町教育委員会事務局組織規則
- ・三朝町教育委員会公印規則
- ・三朝町教育委員会職員の職名に関する規則
- ・三朝町社会教育委員会議規則
- ・三朝町教育委員会教育長の職務代理者に関する規則
- ・三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則

【施行期日】

令和 8 年 4 月 1 日

三朝町教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則

(三朝町教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 三朝町教育委員会事務局組織規則（平成24年三朝町教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(室等の設置)</p> <p>第3条 事務局に次の組織を置く。</p> <p>(1) <u>教育振興室</u></p> <p>(2) <u>子ども活動支援室</u></p> <p>(3) <u>文化・スポーツ室</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>調理センター</u></p> <p>(職制)</p> <p>第5条 <u>事務局及び室等</u>にそれぞれの長を置く。</p> <p>2 <u>事務局長は、教育長の命を受け、事務局の事務を処理し、職員を指揮監督する。</u></p> <p>3 <u>室長は上司の命を受け、室の事務を処理する。</u></p>	<p>(課等の設置)</p> <p>第3条 事務局に次の組織を置く。</p> <p>(1) <u>教育総務課 教育総務係、調理センター</u></p> <p>(2) <u>社会教育課 教育文化係</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(職制)</p> <p>第5条 <u>課及び係</u>にそれぞれの長を置く。</p> <p>2 <u>前項の規定により、置かれた課長のほか、課の事務に参画させるため、必要があると認めるときは、課に参事を置くことができる。</u></p> <p>3 <u>課長は、教育長の命を受け、課の事務（前項の規定により参事が置かれた場合にあっては、当該参事が参画する事務を除く。）を処理し、職員を指揮監督する。</u></p> <p>4 <u>参事は所属する課の課長と緊密に連携を取り、上司の命を受け、参画する事務を処理し、職員を指揮監督する。</u></p> <p>5 <u>係長は上司の命を受け、係の事務を処理する。</u></p>

(分担事務)

第8条 職員の分担事務は、事務局長が定め、教育長に報告しなければならない。

(内部組織の分掌事務)

第10条 教育機関の内部組織の分掌事務は、別に定めがある場合を除くほか、当該教育機関の長が定め、教育長及び事務局長に報告しなければならない。これを変更したときもまた同様とする。

別表第1 (第4条関係)

分掌事務

6 第1項の長又は第2項の参事を補佐し、第1項の長又は第2項の参事に事故ある場合は、その職務を代行させるため、必要があると認めるときは、係に主査を置くことができる。

7 前項の規定による職員を2人以上置く場合におけるそれらの職員の分担事務は、当該課長が定めるものとする。

(分担事務)

第8条 職員の分担事務は、課長が定め、教育長に報告しなければならない。

(内部組織の分掌事務)

第10条 教育機関の内部組織の分掌事務は、別に定めがある場合を除くほか、当該教育機関の長が定め、教育長及び所管課長に報告しなければならない。これを変更したときもまた同様とする。

別表第1 (第4条関係)

分掌事務

1 教育総務課

教育総務係

(1) 教育委員会の会議に関すること。

(2) 事務局、学校その他の教育機関の職員(県費負担教職員を除く。)の任免、分限及び懲戒に関すること。

(3) 教育財産の管理に関すること。

(4) 教育委員会規則の制定又は改廃に関すること。

(5) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に規定する大綱の策定等に関すること。

(6) 調査及び統計に関すること。

- (7) 公印の保管に関すること。
- (8) 文書の受付、発送に関すること。
- (9) 職員の服務に関すること。
- (10) 教育機関の設置、管理及び廃止に関すること。
- (11) 県費負担教職員の任免、分限及び懲戒の内申に関すること。
- (12) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱に関すること。
- (13) 学級編成に関すること。
- (14) 教育内容及びその取扱いに関すること。
- (15) 教科書その他教材の取扱いに関すること。
- (16) 学校保健に関すること。
- (17) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。
- (18) 児童及び生徒の就学に関すること。
- (19) 三朝町奨学資金に関すること。
- (20) その他の学校教育に関すること。
- (21) 学童クラブに関すること。

調理センター

- (1) 学校給食に関すること。

2 社会教育課

教育文化係

- (1) 社会教育機関の運営に関すること。
- (2) 社会教育委員の委嘱に関すること。
- (3) 社会教育団体の指導育成に関すること。
- (4) 講座の開設及び討論会、講習会、研修会、講演会、展示会、その他の集会の開催及びこれらの奨励に関すること。
- (5) 成人教育に関すること。
- (6) 社会教育の資料の刊行及び配付に

関すること。

(7) 社会教育のために必要な設備、機器及び資料の提供に関すること。

(8) 情報の交換及び調査研究に関すること。

(9) 児童・生徒の安全安心に関すること。

(10) 視聴覚教育に関すること。

(11) 人権・同和教育に関すること。

(12) 社会教育施設の設置、管理及び廃止に関すること。

(13) 三朝町スポーツ推進委員の任免及び会議に関すること。

(14) スポーツの推進に関すること。

(15) 体育施設の設置、管理及び廃止に関すること。

(16) 公民館活動に関すること。

(17) その他社会教育、社会体育に関すること。

(18) 文化財保護調査委員の委嘱に関すること。

(19) 文化財の保護に関すること。

(20) 三徳山の世界遺産の登録推進に関すること。

1 教育振興室

(1) 教育委員会の会議に関すること。

(2) 事務局、学校その他の教育機関の職員（県費負担教職員を除く。）の任免、分限及び懲戒に関すること。

(3) 教育財産の管理に関すること。

(4) 教育委員会規則の制定又は改廃に関すること。

(5) 法第1条の3第1項に規定する大綱の策定等に関すること。

(6) 調査及び統計に関すること。

- (7) 公印の管守に関すること。
- (8) 文書の受付、発送に関すること。
- (9) 職員の服務に関すること。
- (10) 教育機関の設置、管理及び廃止に関すること。
- (11) 県費負担教職員の任免、分限及び懲戒の内申に関すること。
- (12) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱に関すること。
- (13) 学級編成に関すること。
- (14) 教育内容及びその取扱いに関すること。
- (15) 教科書その他教材の取扱いに関すること。
- (16) 学校保健に関すること。
- (17) 児童及び生徒の就学並びに補助金事務に関すること。
- (18) 児童及び生徒の国際交流に関すること。
- (19) 教育支援バスの運用に関すること。
- (20) 人権教育施策の推進及び総合調整に関すること。
- (21) その他学校教育に関すること。

2 子ども活動支援室

- (1) 青少年健全育成及び地域参画の創出に関すること。
- (2) 家庭及び地域の教育力の向上に関すること。
- (3) 学校教育と社会教育の連携に関すること。
- (4) 青少年の文化・芸術に関すること。
- (5) 児童及び生徒の国内交流に関すること。
- (6) コミュニティ・スクールに関すること。

- (7) 学校支援ボランティアに関すること。
- (8) 児童及び生徒の安心安全に関すること。
- (9) 社会教育の企画及び推進に関すること。
- (10) 社会教育関係委員の委嘱及び会議に関すること。
- (11) 社会教育関係団体の指導育成に関すること。
- (12) 社会教育に係る講座の開設及び討論会、講習会、研修会、講演会、展示会その他の集会の開催及びこれらの奨励に関すること。
- (13) 社会教育のために必要な設備、機器及び資料の提供に関すること。
- (14) 社会教育施設の設置、管理及び廃止に関すること。
- (15) 放課後児童健全育成事業に関すること。
- (16) その他子ども活動の支援及び社会教育に関すること。

3 文化・スポーツ室

- (1) 社会体育及び文化財関係委員の委嘱及び会議に関すること。
- (2) 社会体育関係団体の指導育成に関すること。
- (3) 社会体育施設の設置、管理及び廃止に関すること。
- (4) 社会体育、スポーツ、レクリエーション活動の普及啓発に関すること。
- (5) スポーツ推進委員に関すること。
- (6) スポーツ少年団等に関すること。
- (7) 文化財の保護に関すること。
- (8) 文化遺産の保全等に関すること。

(9) その他社会体育及び文化・スポーツに関すること。

4 略

5 調理センター

学校給食に関すること。

別表第2（第9条関係）

附属機関	担当する事務	庶務担当機関
三朝町総合教育会議	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に規定する大綱の策定に関する協議等の事務	<u>教育振興室</u>
三朝町いじめ問題調査委員会	いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするために必要な調査を行うための事務	<u>教育振興室</u>
三朝町社会教育委員会	社会教育法(昭和24年法律第207号)第17条第1項の規定による三朝町の社会教育に関し教育委員会に助言するための事務	<u>子ども活動支援室</u>
三朝町文化財保護調査委員会	三朝町文化財保護条例(昭和48年三朝町条例第20号)第3条第2項の規定による文	<u>文化・スポーツ室</u>

3 略

別表第2（第9条関係）

附属機関	担当する事務	庶務担当機関
三朝町総合教育会議	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に規定する大綱の策定に関する協議等の事務	<u>教育総務課教育総務係</u>
三朝町いじめ問題調査委員会	いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするために必要な調査を行うための事務	<u>教育総務課教育総務係</u>
三朝町社会教育委員会	社会教育法(昭和24年法律第207号)第17条第1項の規定による三朝町の社会教育に関し教育委員会に助言するための事務	<u>社会教育課教育文化係</u>
三朝町文化財保護調査委員会	三朝町文化財保護条例(昭和48年三朝町条例第20号)第3条第2項の規定による文	<u>社会教育課教育文化係</u>

<p>化財の保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に答え、又は教育委員会に意見を具申し、及びこのために必要な調査を行うための事務</p>	<p>化財の保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に答え、又は教育委員会に意見を具申し、及びこのために必要な調査を行うための事務</p>
---	---

(三朝町教育委員会公印規則の一部改正)

第2条 三朝町教育委員会公印規則（昭和51年三朝町教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保管の方法)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>事務局長</u>は、公印台帳（様式第1号）を備え、全ての公印をこれに登録し、第2条に規定する公印について保管の責に任ずる。</p> <p>4 略</p> <p>(印影の印刷)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 保管者は前項の規定による公印の印影を印刷しようとするときは、<u>事務局長</u>の承諾を受けなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(電子印の使用)</p>	<p>(保管の方法)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>教育総務課長</u>は、公印台帳（様式第1号）を備え、全ての公印をこれに登録し、第2条に規定する公印について保管の責に任ずる。</p> <p>4 略</p> <p>(印影の印刷)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 保管者は前項の規定による公印の印影を印刷しようとするときは、<u>教育総務課長</u>の承諾を受けなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(電子印の使用)</p>

第7条 略

2 保管者は前項の規定により電子印を使用するときは、事務局長の承諾を得なければならない。

別表第1（第2条関係）

公印の種類	形式	書体	寸法（ミリメートル）	使用区分	印材	保管者
東伯郡三朝町教育委員会印	(1)	古印体	方24	一般文書横書き	木	<u>事務局長</u>
略						

別表第2（第3条関係）

公印の種類	形式	書体	寸法（ミリメートル）	使用区分	印材	保管者
略						
鳥取県三朝町立三朝小学校長職務代理者の印	(6)	古印体	方18	一般文書	木	<u>事務局長</u>
略						

第7条 略

2 保管者は前項の規定により電子印を使用するときは、教育総務課長の承諾を得なければならない。

別表第1（第2条関係）

公印の種類	形式	書体	寸法（ミリメートル）	使用区分	印材	保管者
東伯郡三朝町教育委員会印	(1)	古印体	方24	一般文書横書き	木	<u>教育総務課長</u>
略						

別表第2（第3条関係）

公印の種類	形式	書体	寸法（ミリメートル）	使用区分	印材	保管者
略						
鳥取県三朝町立三朝小学校長職務代理者の印	(6)	古印体	方18	一般文書	木	<u>教育総務課長</u>
略						

(三朝町教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正)

第3条 三朝町教育委員会職員の職名に関する規則（平成18年三朝町教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職名の付与) 第5条 略 2 役付職員の組織上の職名には、 <u>事務局</u> 又はこれらに準ずる組織上の名称を付するものとする。	(職名の付与) 第5条 略 2 役付職員の組織上の職名には、 <u>課</u> 又はこれらに準ずる組織上の名称を付するものとする。

(三朝町社会教育委員会議規則の一部改正)

第4条 三朝町社会教育委員会議規則（令和2年三朝町教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(事務局) 第5条 会議の事務局は、三朝町教育委員会事務局の <u>社会教育を担当する組織内</u> に置く。	(事務局) 第5条 会議の事務局は、三朝町教育委員会事務局 <u>社会教育担当課内</u> に置く。

(三朝町教育委員会教育長の職務代理者に関する規則の一部改正)

第5条 三朝町教育委員会教育長の職務代理者に関する規則（令和7年三朝町教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(事務の委任)	(事務の委任)

<p>第3条 前条の規定により指名された職務代理者は、法第25条第4項の規定に基づき、教育長に委任された事務その他教育長の権限（教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表することを除く。）に属する事務の一部を、三朝町教育委員会事務局の職員で<u>事務局長の職にある者</u>に委任することができる。</p>	<p>第3条 前条の規定により指名された職務代理者は、法第25条第4項の規定に基づき、教育長に委任された事務その他教育長の権限（教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表することを除く。）に属する事務の一部を、三朝町教育委員会事務局の職員で課長職にある者のうち、<u>教育総務を主務とする者</u>に委任することができる。</p>
---	---

（三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正）

第6条 三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和45年三朝町教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（委任事項）</p> <p>第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>（1）～（6） 略</p> <p>（7） 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事。ただし、<u>会計年度任用職員</u>を除く。</p> <p>（8）～（11） 略</p>	<p>（委任事項）</p> <p>第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>（1）～（6） 略</p> <p>（7） 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事。ただし、<u>臨時的任用職員</u>を除く。</p> <p>（8）～（11） 略</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 12 号

三朝町教育委員会事務局事務の専決及び代決に関する規程等の一部改正について

次のとおり三朝町教育委員会事務局事務の専決及び代決に関する規程等の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 26 日

三朝町教育委員会教育長 塩 谷 俊 樹

【改正の理由】

令和 8 年 4 月からの教育委員会事務局機構改革に併せ、文中表記の改正が必要な 2 の訓令についてまとめて整理するもの。

【改正の概要】

次の訓令について、必要な文中表記の改正を行う。

- ・三朝町教育委員会事務局事務の専決及び代決に関する規程
- ・三朝町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程

【施行期日】

令和 8 年 4 月 1 日

三朝町教育委員会事務局事務の専決及び代決に関する規程等の一部を改正する訓令

(三朝町教育委員会事務局事務の専決及び代決に関する規程等の一部改正)

第1条 三朝町教育委員会事務局事務の専決及び代決に関する規程(昭和62年発教総第901-1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前																										
<p>(専決事項)</p> <p>第4条 <u>事務局長</u>及び図書館長の専決事項は、別表のとおりとする。</p> <p>(代決の順序)</p> <p>第5条 正当決裁権者が不在のときは、次の表に定める順位によりその事務を代決することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>正当決裁権者</th> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育長</td> <td><u>事務局長</u></td> <td>図書館長</td> </tr> <tr> <td><u>事務局長</u></td> <td><u>主務室長</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>図書館長</td> <td><u>副館長</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			正当決裁権者	第1順位者	第2順位者	教育長	<u>事務局長</u>	図書館長	<u>事務局長</u>	<u>主務室長</u>		図書館長	<u>副館長</u>		<p>(専決事項)</p> <p>第4条 <u>教育総務課長</u>、<u>社会教育課長</u>及び図書館長の専決事項は、別表のとおりとする。</p> <p>(代決の順序)</p> <p>第5条 正当決裁権者が不在のときは、次の表に定める順位によりその事務を代決することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>正当決裁権者</th> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育長</td> <td><u>教育総務課長</u></td> <td><u>社会教育課長</u> 図書館長</td> </tr> <tr> <td>課長</td> <td><u>課長補佐</u></td> <td><u>主務所長</u></td> </tr> <tr> <td>図書館長</td> <td><u>主事</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			正当決裁権者	第1順位者	第2順位者	教育長	<u>教育総務課長</u>	<u>社会教育課長</u> 図書館長	課長	<u>課長補佐</u>	<u>主務所長</u>	図書館長	<u>主事</u>	
正当決裁権者	第1順位者	第2順位者																											
教育長	<u>事務局長</u>	図書館長																											
<u>事務局長</u>	<u>主務室長</u>																												
図書館長	<u>副館長</u>																												
正当決裁権者	第1順位者	第2順位者																											
教育長	<u>教育総務課長</u>	<u>社会教育課長</u> 図書館長																											
課長	<u>課長補佐</u>	<u>主務所長</u>																											
図書館長	<u>主事</u>																												
<p>別表(第4条関係)</p> <p><u>事務局長専決事項</u></p> <p>(1) 法令又は条例、規則に基づく軽易、かつ<u>常例的な</u>届出及び申告並びに許可、認可に関すること。</p> <p>(2) 軽易又は定例の照会、回答、報告、通知及び進達(副申を要しないもの)に関すること。</p> <p>(3)～(12) 略</p> <p>(13) <u>事務局内職員</u>の時間外勤務命令に関すること。</p> <p>(14) <u>事務局内職員</u>の代休及び週休日の</p>			<p>別表(第4条関係)</p> <p><u>教育総務課長専決事項</u></p> <p>(1) 法令又は条例、規則に基づく軽易、かつ、<u>常例的な</u>届出及び申告並びに許可、認可に関すること。</p> <p>(2) 軽易、又は定例の照会、回答、報告、通知及び進達(副申を要しないもの)に関すること。</p> <p>(3)～(12) 略</p> <p>(13) <u>課内職員</u>の時間外勤務命令に関すること。</p> <p>(14) <u>課内職員</u>の代休及び週休日の振替</p>																										

振替えに関すること。

(15)～(18) 略

(19) 各室等及び教育機関との連携調整に関すること。

(20)～(28) 略

(29) 社会教育用具の貸出しに関すること。

(30) 体育用備品の保管、管理及び貸出しに関すること。

(31) 体育施設の使用許可に関すること。

(32) 軽易な文化財調査に関すること。

(33) 常例的な文化財の保護に関すること。

(34) その他文化、文化財に関する軽易なこと。

(35) 略

えに関すること。

(15)～(18) 略

(19) 各課及び教育機関との連携調整に関すること。

(20)～(28) 略

(29) 略

社会教育課長専決事項

(1) 法令又は条例、規則に基づく軽易、かつ常例的な届出及び申告並びに許可、認可に関すること（参事が参画する事務を除く。）。

(2) 軽易又は定例の照会、回答、報告、通知及び進達（副申を要しないもの）に関すること（参事が参画する事務を除く。）。

(3) 諸証明書、謄本及び抄本の交付に関すること（参事が参画する事務を除く。）。

(4) 公募及び公文書の閲覧許可に関すること（参事が参画する事務を除く。）。

(5) 期限ある物件の督促に関すること（参事が参画する事務を除く。）。

(6) 物件の軽易な貸付け及び使用許可に関すること（参事が参画する事務を除く。）。

(7) 軽易な建設工事等に関する監督及

び竣工検査に関すること（参事が参画する事務を除く。）。

(8) 工事完成届の確認に関すること（参事が参画する事務を除く。）。

(9) 事務局内の物品の請求及び返納に関すること（参事が参画する事務を除く。）。

(10) 課内職員の分担事務の決定に関すること（参事が参画する事務を除く。）。

(11) 課内職員の年次有給休暇の承認に関すること（参事が参画する事務を除く。）。ただし、7日以上に及ぶものを除く。

(12) 課内職員の県内出張命令（宿泊を伴うものを除く。）に関すること（参事が参画する事務を除く。）。

(13) 課内職員の時間外勤務命令に関すること（参事が参画する事務を除く。）。

(14) 課内職員の代休及び週休日の振替えに関すること（参事が参画する事務を除く。）。

(15) 軽易な行政資料の収集に関すること（参事が参画する事務を除く。）。

(16) 所管文書の整理、編集及び保存に関すること（参事が参画する事務を除く。）。

(17) 所管施設の維持管理及び使用に関すること（参事が参画する事務を除く。）。

(18) 所管町車両の管理及び使用承認に関すること（参事が参画する事務を除く。）。

(19) 各課及び教育機関との連携調整に関すること（参事が参画する事務を除く。）。

(20) 軽易な告示及び公告に関すること（参事が参画する事務を除く。）。

<p>図書館長専決事項</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) <u>館内職員</u>の分担事務の決定に関する<u>こと</u>。</p> <p>(11) <u>館内職員</u>の年次有給休暇の承認に関する<u>こと</u>。ただし、7日以上に及ぶものを除く。</p> <p>(12) <u>館内職員</u>の県内出張命令（宿泊を伴うものを除く。）に関する<u>こと</u>。</p> <p>(13) <u>館内職員</u>の時間外勤務命令に関する<u>こと</u>。</p> <p>(14) <u>館内職員</u>の代休及び週休日の振替えに関する<u>こと</u>。</p> <p>(15)～(18) 略</p> <p>(19) <u>各室等</u>及び教育機関との連携の調整に関する<u>こと</u>。</p> <p>(20) 略</p> <p>(21) 公印の<u>管守</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(22)～(36) 略</p>	<p>(21) <u>社会教育用具の貸出し</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(22) <u>体育用備品の保管、管理及び貸出し</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(23) <u>体育施設の使用許可</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(24) <u>軽易な文化財調査</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(25) <u>常例的な文化財の保護</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(26) <u>その他文化、文化財に関する軽易な</u><u>こと</u>。</p> <p>(27) <u>その他前各号に準ずる軽易な</u><u>こと</u>。</p> <p>図書館長専決事項</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) <u>課内職員</u>の分担事務の決定に関する<u>こと</u>。</p> <p>(11) <u>課内職員</u>の年次有給休暇の承認に関する<u>こと</u>。ただし、7日以上に及ぶものを除く。</p> <p>(12) <u>課内職員</u>の県内出張命令（宿泊を伴うものを除く。）に関する<u>こと</u>。</p> <p>(13) <u>課内職員</u>の時間外勤務命令に関する<u>こと</u>。</p> <p>(14) <u>課内職員</u>の代休及び週休日の振替えに関する<u>こと</u>。</p> <p>(15)～(18) 略</p> <p>(19) <u>各課</u>及び教育機関との連携の調整に関する<u>こと</u>。</p> <p>(20) 略</p> <p>(21) 公印の<u>保管</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(22)～(36) 略</p>
--	---

(三朝町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正)

第2条 三朝町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成24年三朝町教育委員会告示第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改

正する。

改正後	改正前
<p>(町長部局の職員への補助執行)</p> <p>第3条 教育委員会は、法第180条の7の規定に基づき、その権限に属する次の事務を町長部局の職員に補助執行させる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>会計年度任用職員</u>の採用に係る事務に関すること。</p>	<p>(町長部局の職員への補助執行)</p> <p>第3条 教育委員会は、法第180条の7の規定に基づき、その権限に属する次の事務を町長部局の職員に補助執行させる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>臨時職員</u>の採用に係る事務に関すること。</p>

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 13 号

三朝町立小・中学校管理規則の一部改正について

次のとおり三朝町立小・中学校管理規則の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 26 日

三朝町教育委員会教育長 塩谷俊樹

【改正の理由】

県の定めによりこのほど、学級担任を務める教員に手当が措置されることになったが、本町では現在、年度途中で担任が交替した際にそれを証明する手段がなく、実際の担任への手当の支給ができないことから、本規則の一部改正により、校務分掌の変更があった場合にも学校から届け出をさせるようにするもの。

【改正の概要】

校長は、校務分掌を定め、又は変更したときは、速やかに教育委員会へ届け出るものとする。

【施行期日】

令和 8 年 4 月 1 日

三朝町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

三朝町立小・中学校管理規則（平成12年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(校務の分掌)</p> <p>第25条 校長は、校務を行う上<u>で必要な分掌</u>を定め、職員に校務の分掌を命ずるものとする。</p> <p>2 校長は、校務の分掌を<u>定め、又は変更したときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。</u></p>	<p>(校務の分掌)</p> <p>第25条 校長は、校務を行う上<u>に必要な分掌</u><u>規程</u>を定め、職員に校務の分掌を命ずるものとする。</p> <p>2 校長は、<u>その年度における職員の校務の分掌を、4月30日までに教育委員会に届け出なければならない。</u></p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 14 号

三朝町学校運営協議会規則の一部改正について

次のとおり三朝町学校運営協議会規則の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 26 日

三朝町教育委員会教育長 塩谷俊樹

【改正の理由】

現在、小学校と中学校にそれぞれ学校運営協議会を設置している。近年、同一敷地内への校舎設置や教職員の授業交流の活性化等、小中学校の連携が一層深まってきている。このことから、令和 8 年度から子どもたちの 9 年間の成長を見据え、それぞれの学校課題を共有し、協働活動を一層推進するため、学校運営協議会を 1 つに統合することとなった。

併せて、近年の多様化する教育課題の解決には時間を要することから、委員の任期を 1 年から 2 年とすることとし、本規則の一部改正を行うもの。

【改正の概要】

委員の任期を 2 年とする。

【施行期日】

令和 8 年 4 月 1 日

三朝町学校運営協議会規則の一部を改正する規則

三朝町学校運営協議会規則（令和4年三朝町教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(任期) 第10条 委員の任期は<u>2年</u>とし、再任を妨げない。 2 略</p>	<p>(任期) 第10条 委員の任期は<u>1年</u>とし、再任を妨げない。 2 略</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 15 号

三朝町社会教育委員の委嘱について

次のとおり三朝町社会教育委員の委嘱をすることについて、三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年三朝町教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 9 号の規定により、本委員会の同意を求める。

令和 8 年 3 月 26 日提出

三朝町教育委員会教育長 塩谷俊樹

別紙のとおり

《参考》

○社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）

（社会教育委員の設置）

第 15 条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

○三朝町社会教育委員に関する条例（昭和 30 年 6 月 3 日条例第 15 号）

（組織）

第 2 条 委員の定数は、12 人とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから三朝町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

（1）学校教育及び社会教育の関係者

（2）家庭教育の向上に資する活動を行う者

（3）学識経験者

（任期）

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の任期は、教育委員会の委嘱の日から起算する。

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則

（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（9）社会教育委員その他の法令又は条例に基づく委員会、審議会等の委員を任命し、又は委嘱すること。

別紙（議案第 15 号関係）

1 三朝町社会教育委員名簿

区 分	氏 名	所属職名等	備 考
学校教育関係者	平井 尚	三朝小学校長	
	山下 有司	三朝中学校長	
社会教育関係者	布広 覚	元生涯学習課長	8 期目
	小椋 千秋	NPO 法人里山地域研究会理事長	4 期目
	山内 有二	和太鼓グループ「えん太」リーダー	2 期目
	大久保尊善	学校支援ボランティア	2 期目
	栗原 靖弘	三朝町人権教育推進員	新任
	吉田 薫	三朝町スポーツ推進委員	新任
家庭教育の向上に 資する活動を行う者	山本 聖子	えほんのくら会員	5 期目
	谷本 寛幸	鳥取県青少年育成推進指導員	3 期目
学 識 経 験 者	土居裕美子	鳥取看護大学教授	2 期目

2 任 期

令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

3 その他

学校長に異動があった場合は、その後任者を委嘱する。

議案第 16 号

三朝町地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の委嘱について

次のとおり三朝町地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の委嘱をすることについて、三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年三朝町教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 9 号の規定により、本委員会の同意を求める。

令和 8 年 3 月 26 日提出

三朝町教育委員会教育長 塩谷俊樹

1 氏名 松浦 靖明（まつうら やすあき）

2 任期 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

《参考》

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（9） 社会教育委員その他の法令又は条例に基づく委員会、審議会等の委員を任命し、又は委嘱すること。

○三朝町地域学校協働活動推進員設置要綱
（設置及び定数）

第 3 条 教育委員会は、三朝小学校及び三朝中学校（以下「学校」という。）に推進員を置くことができる。

2 推進員の数は、地域の実情を考慮の上、各学校 1 名を原則とする。ただし、同一の推進員が複数の学校を担当することを妨げない。

（資格及び委嘱）

第 4 条 推進員の委嘱は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、学校長の推薦により、教育委員会がこれを行う。

（1） 地域において社会的信望がある者

（2） 地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者

（委嘱期間及び委嘱の解除）

第 5 条 推進員の委嘱期間は、委嘱を受けた日からその日が属する年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。

議案第 17 号

令和 8 年度三朝町学校運営協議会委員の任命について

次のとおり令和 8 年度三朝町学校運営協議会委員を任命することについて、三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年三朝町教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 9 号の規定により、本委員会の同意を求める。

令和 8 年 3 月 26 日提出

三朝町教育委員会教育長 塩 谷 俊 樹

- 1 令和 8 年度三朝町学校運営協議会委員
別紙のとおり
- 2 任 期
令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

《参考》

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（9） 社会教育委員その他の法令又は条例に基づく委員会、審議会等の委員を任命し、又は委嘱すること。

○三朝町学校運営協議会規則
（委員の任命）

第 8 条 協議会は、委員 18 人以内をもって組織し、次に掲げるもののうちから、教育委員会が任命する。

令和 8 年度 みささ学校運営協議会委員名簿（案）

三 朝 小 学 校 ・ 三 朝 中 学 校		
	氏 名	所 属
1	(PTA 役員で互選)	小学校保護者代表 (PTA)
2	(PTA 役員で互選)	中学校保護者代表 (PTA)
3	藤 井 博 美	地域住民 (みささ村地域協議会長)
4	山 崎 一 彰	地域住民 (賀茂地域協議会長)
5	高 見 昌 利	地域住民 (竹田地域協議会)
6	谷 本 寛 幸	中学校同窓会
7	小 椋 千 秋	地域ボランティア
8	有 間 昭 人	地域ボランティア
9	藤 井 俊 子	地域ボランティア
10	矢 吹 和 美	地域ボランティア
11	相 澤 涼 太	地域体育文化活動
12	山 本 達 哉	地域体育文化活動
13	布 廣 覚	社会教育
14	深 田 美 鈴	民生児童委員
15	吉 田 朋 幸	保育園代表
16	山 下 有 司	三朝中学校長
17	平 井 尚	三朝小学校長

【事務局】 小学校教頭、中学校教頭、共同学校事務室代表、教育委員会事務局（指導主事、担当）

議案第 18 号

三朝町人権教育推進員の任命について

次のとおり三朝町人権教育推進員を任命することについて、三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年三朝町教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 9 号の規定により、本委員会の同意を求める。

令和 8 年 3 月 26 日提出

三朝町教育委員会教育長 塩 谷 俊 樹

1 氏 名 栗原 靖弘（ くりはら やすひろ ）

2 任 期 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

《参考》

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則

（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（9） 社会教育委員その他の法令又は条例に基づく委員会、審議会等の委員を任命し、又は委嘱すること。

○三朝町人権教育推進員設置規則

（目的）

第 1 条 この規則は、基本的人権を尊重し、差別のない明るく住みよい町づくりを推進するため、人権教育推進員（以下「推進員」という。）の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（任命及び任期）

第 2 条 推進員は、三朝町教育委員会が任命する。

2 推進員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

議案第 19 号

三朝町心の教室相談員の任命について

次のとおり三朝町心の教室相談員を任命することについて、三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年三朝町教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 9 号の規定により、本委員会の同意を求める。

令和 8 年 3 月 26 日提出

三朝町教育委員会教育長 塩 谷 俊 樹

- 1 氏 名 松浦 千津子（ まつうら ちずこ ）
- 2 任 期 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

《参考》

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（9） 社会教育委員その他の法令又は条例に基づく委員会、審議会等の委員を任命し、又は委嘱すること。

○三朝町心の教室相談員設置規則
（任命）

第 3 条 相談員は、三朝町教育委員会が任命する。

議案第 20 号

令和 8 年度小中学校校医等の委嘱について

次のとおり令和 8 年度小中学校校医等の委嘱をすることについて、三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年三朝町教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 9 号の規定により、本委員会の同意を求める。

令和 8 年 3 月 26 日提出

三朝町教育委員会教育長 塩谷 俊 樹

1 令和 8 年度小中学校校医等の委嘱先

種 別	担 当	氏 名	医院等名称	所在地
校医	三朝小学校	松田 隆	まつだ小児科医院	倉吉市新町 3 丁目 1178-3
	三朝中学校	吉水 信明	吉水医院	三朝町本泉 419-1
歯科医	三朝小学校	河崎 一寿	河崎歯科医院	倉吉市福庭町 2 丁目 13
	三朝中学校	遠藤 五月	三代歯科医院	倉吉市上井町 2 丁目 8-21
薬剤師	三朝小学校	杉谷 崇仁	みどり薬局	倉吉市東昭和町 33-1
	三朝中学校	江波 正英	すばる薬局	三朝町山田 677-5
校医(耳鼻科)	三朝小学校	橋本 好充	鳥取県立厚生病院	倉吉市東昭和町 150
校医(眼科)	三朝小学校 三朝中学校	松井 寛	まつい眼科クリニック	倉吉市昭和町 2-143

2 任 期

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

《参考》

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
(委任事項)

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(9) 社会教育委員その他の法令又は条例に基づく委員会、審議会等の委員を任命し、又は委嘱すること。

○三朝町立小・中学校管理規則
(学校医・学校歯科医及び学校薬剤師)

第 24 条 学校医・学校歯科医及び学校薬剤師は、校長の推薦により教育委員会が委嘱する。

議案第 21 号

令和 8 年度小中学校職員等の配置について

次のとおり令和 8 年度小中学校職員等の配置をすることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 3 号の規定により、本委員会の同意を求める。

令和 8 年 3 月 26 日提出

三朝町教育委員会教育長 塩谷 俊 樹

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（教育委員会の職務権限）

第 21 条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（7） 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。ただし、臨時的任用職員を除く。

議案第 22 号

三朝町教育委員会事務局職員の人事（出向）について

次のとおり三朝町教育委員会事務局職員の人事（出向）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 4 号により、本委員会の同意を求める。

令和 8 年 3 月 26 日提出

三朝町教育委員会教育長 塩谷俊樹

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（事務の委任等）

第 25 条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（7）教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。ただし、臨時的任用職員を除く。

議案第 23 号

三朝町教育委員会事務局職員の任命について

次のとおり三朝町教育委員会事務局職員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 4 号により、本委員会の同意を求めらる。

令和 8 年 3 月 26 日提出

三朝町教育委員会教育長 塩谷 俊樹

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（事務の委任等）

第 25 条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（7） 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。ただし、臨時的任用職員を除く。

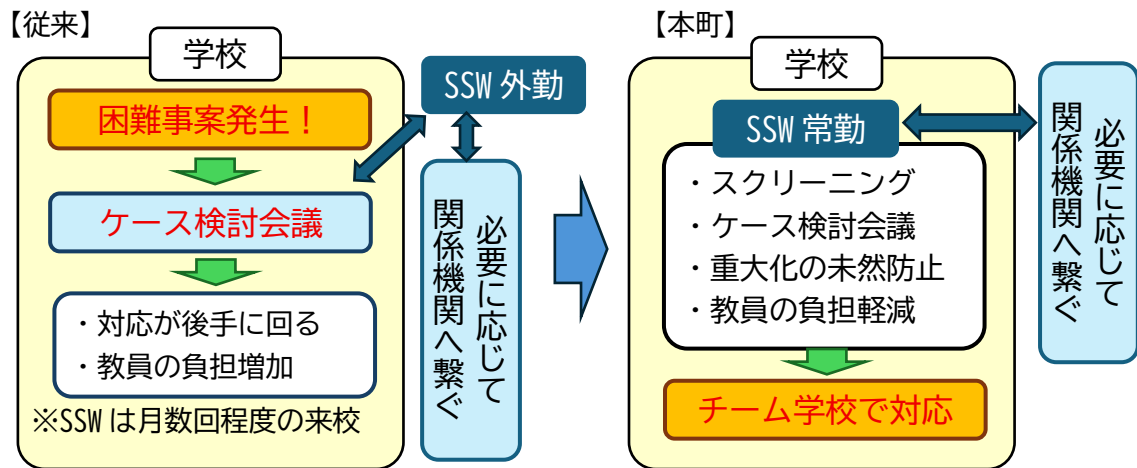
■町立学校におけるスクール・ソーシャル・ワーカー（SSW）の配置について

1. 現状と課題

- ・中部圏域でSSWを配置していないのは本町のみ（倉吉7、湯梨浜2、北栄2、琴浦1）
→勤務条件（週15h程度）による配置候補者の不在、前教育長の意向等
- ・令和7年度における不登校児童生徒数（30日以上）は小が9人、中が11人（R8.2時点）
→近年、小学校低学年（～3年生）における事案発生が増加
- ・町立小中学校における不登校事案のうち、家庭環境に起因するものが増加傾向
→担任、生徒指導教員の負担が増加（いじめによる不登校→保護者への指導助言）
- ・昨今のSSWの役割として、事案発生からの対応から、重大化の未然防止が求められている。
→月数回のケース検討から支援が必要な子どもを洗い出すスクリーニングの役割（常勤化）

2. 本町におけるSSW配置の方針

- ・塩谷教育長としては、不登校対策の充実を図りたい意向がある。
- ・現状と課題を踏まえ、本町における配置の基本的な方針は次のとおり



3. 求める業務・役割

- (1) 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ（心理的ケア、カウンセリング等）
- (2) 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- (3) 学校内におけるチーム体制の構築、定期的なスクリーニング実施による状況把握
- (4) 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供

4. 勤務条件

- (1) 勤務時間：1日7時間（週35時間）
- (2) 勤務場所：小中学校（中学校教職員として配置）
- (3) 報酬時間額：2,700円（社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者）
※条件を満たさない者：2,160円（80%） ※県、他市町参酌

5. 予算措置

事業名：スクールソーシャルワーカー等活用事業（教育費-教育総務費-教育委員会事務局費）
 予算額：5,089,500円（資格を有する者）※加算条件を満たさない者：4,106,700円

6. 配置に向けたスケジュール

区 分	3月	4月	5月	6月	7月
教育委員会 協議	●				
業務内容、勤務条件 の検討	→				
配置候補者の人選	→				
予算措置（議会）				6月定例会	
任用時期					

7. 財源措置

スクールソーシャルワーカー活用事業費補助金（国 2/9、県 4/9、市町村 3/9）
（県教育委員会 生活支援・教育相談センター）

→R8 配置に向けた県ヒアリングは実施済（R7.9）。年度中途の配置にかかる財政措置が可能かどうかは県に確認中。

以上